

神戸市立木津小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日改訂

<はじめに>

本校では、教育目標や重点目標を大切に、本校教育の推進を図っている。

- 教育目標は「進んで学ぶ子」「心やさしい子」「たくましい子」である。
- 努力目標は「思いやりの心を育てる」である。
- これらを受けて、毎年、各学年に応じた学年目標を立てている。

<期待する子供像>

- 進んで学ぶ子
- 心やさしい子
- たくましい子

<目指す学校像>

- よく学ぶ学校
- 豊かなところを育む学校
- 家庭や地域と共生できる学校
- 安心・安全な学校

<目指す職員像>

- あたたかい職員
- 信頼できる職員
- 憧れを持たせる職員

これらの目標や目指すべきものをベースに、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という認識に立って、いじめのない学校を作るために「神戸市立木津小学校いじめ防止基本方針」を策定した。本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

- 神戸市いじめ指導三原則
「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を大切にされた指導を行う。
- 児童及び教職員の人権感覚を高める。
- 校内において、児童と児童、児童と教職員などとの温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめの問題について保護者・地域・その他の関係者との連携を深める。
の五つの視点を大切にしながら取り組を進める。

1 いじめの定義

いじめとは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 教職員の姿勢

- 自分の居場所を児童一人一人が感じられるような学級経営・学年経営・学校運営に努め、児童との信頼関係づくりに努める。
- 児童一人一人が分かるための授業改善を図り、「分かる喜び」、「できる喜び」、「伝える喜び」、「使える喜び」を味あわせる。学ぶ喜びを感得させ授業に集中にできるようにする。
- 様々な行事や活動を通して、一人一人の児童が活躍できる場を設けていき、自己有用感や自尊感情を育てていく。
- いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを広く高く保ち、教職員が積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努める。
- 日頃の児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応する。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝える。
- いじめの問題を教職員一人で抱え込まず、学年や係りや管理職に報告し組織的に対応する。
- 保護者や地域の方々からの情報をいただく姿勢を大切にする。

3 校内いじめ問題対策委員会

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、関係教員、生徒指導担当、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による、校内いじめ問題対策委員会を設置する。
重大事案発生の場合は教育委員会事務局、神戸西警察署、垂水サポートセンター等の協力を得る。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- 本校におけるいじめ防止などの取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発などを行う。
- いじめの相談があった場合には、当該担任などを加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応などについて協議して行う。
- いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- 毎年いじめ対策についての取組の検証と改善を学校評価等で行う。

4 いじめを未然に防止するために

(1) 児童に対して

- お互いを大切にし合い、一人一人が認められ、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった態度を育て、規範意識を高めていく。
- 児童一人ひとりに理解できる授業を行い、「わかった」「できた」という学習に対する達成感や成就感を育てる。
- 児童一人一人がかけがいのない存在であるということや思いやり、命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめすべての教育活動を通して育てる。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての児童が持てるように、全ての教育活動のなかで育てていく。
- いじめを見て見ぬふりをするのは、いじめをしていることにつながることをしっかり認識させ、いじめを見たら教職員や友だちにすぐに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

(2) 学校全体として

- 全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という気運をつくる。
- いじめに関するアンケート等をし、児童の変化などを全教職員で共有する。
- いじめチェックリストを活用し担任を中心に児童の状況を複数の教員で観察する。
- スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で児童の心のケアに当たる。いつでも誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- 「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深めるために、「いじめ問題」に関する校内研修を積極的に行う。
- 児童会活動を通じ児童が自主的に「よりよい仲間づくり」を目指す取組を進める。

(3) 保護者・地域に対して

- 児童の変化や SOS のサイン等に気づいたら、すぐに学校に相談するように呼びかけその大切さを知らせる。
- 学校・家庭・地域の連携を深めることが「いじめ問題を解決する」ためには大切であることを保護者会、学校だより、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝えて理解と協力を得る。

5 いじめの早期発見について

- 教職員が日頃から声をかけ、児童の様子を見守る。
- そういった教職員の見守りで気づいたことを職朝や職員会などで共通理解する。
- 様子に変化が見られる児童には積極的な見守りや声かけを行い、安心感を持たせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、一緒に解決していかうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

6 いじめの早期対応について

- いじめられている児童や保護者からの訴えがあれば、十分に話を聞き、その悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る対応することを伝える。
- いじめに関する相談を受けた教職員は管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会や校内で情報を共有する。
- 学校として組織的な体制のもとに事実関係の把握を行う。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- 再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- 状況によっては教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等と連携して対応する。

7 特別な支援を必要とする児童への配慮

- 特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対しては、教職員の正しい理解のもと、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努めます。また、一人一人の特性を正確に理解し、いじめを許さない心を育てるため、個々の児童を尊重する教育の推進と、特別支援学級と通常学級との交流や共同学習に積極的に取り組みます。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、区役所と連携しながら保護者に協力を依頼する。
- インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について最新の動向を把握して児童や保護者に啓発する。
- 情報モラル教育を積極的に進めるために、関係機関との連携を進める。
- インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

9 保護者・地域との連携

- 保護者、PTA の組織と連携し、また桜が丘応援団等を活用して活動する。
- 地域や校区内の小学校や青少協と連携して地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- PTA や地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

10 校種間の連携

保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校・中学校間との連携により、児童生徒の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすと共に、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努める。

また、小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」などを活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにする。

11 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との連携を積極的に行う。

12 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた児童を守るために、全教職員で情報を共有し解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた児童へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

13 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の判断のもと、第三者も交えた調査組織を設け、公平性や中立性を確保しながら客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対して説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適宜・適切な方法で説明する。

14 その他

- ・学校評価においては、年度ごとの取組について保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、木津小学校いじめ問題対策委員会において点検及び見直しをすすめ適切に改訂を行う。